

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例案の骨子
に関するパブリック・コメントの結果について

令和6年11月7日（木）から12月9日（月）まで、標記条例の制定に向け、パブリック・コメントを実施し、市民の皆様等からのご意見を募集いたしましたので、その結果及びご意見に対する回答を報告いたします。

1 意見提出者及び件数 40名（95件）

2 意見の内訳（項目と件数）

No.	項目	件数	No.	項目	件数
(1)	目的	1	(10)	原状回復	4
(2)	定義	3	(11)	地位の承継等	1
(3)	禁止区域	9	(12)	立入調査	1
(4)	近隣住民等への説明及び意見の聴取	5	(13)	勧告	1
(5)	費用の確保	4	(14)	許可の取消し	2
(6)	設置許可	1	(15)	手数料	1
(7)	許可基準	11	(16)	情報の開示	1
(8)	変更許可	1	(17)	附則	3
(9)	維持管理及び保守点検	1	(18)	その他	45

以上、95件の意見については、「条例案に趣旨が反映済み」「条例案に規定済み/施行規則等で規定予定のもの」「条例に規定すべき内容ではないもの/行政指導で対応すべきもの」「十分に検討した結果、骨子を修正しないもの」「今後の検討課題とするもの」であり、条例案（骨子）の修正は行いませんでした。

①条例案に趣旨が反映済みのもの	57件
②条例案に規定済み/施行規則等で規定予定のもの	12件
③条例に規定すべき内容ではないもの/行政指導で対応すべきもの	14件
④十分に検討した結果、骨子を修正しないもの	4件
⑤今後の検討課題とするもの	8件

3 意見の概要と意見に対する考え方

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例案の骨子へご意見を賜り、誠にありがとうございました。

いただいたご意見については、本条例の制定及び運用等の参考とさせていただきます。主な意見の概要と意見に対する考え方は次ページ以降を参照してください。（ご意見の内容につきましては、原文を要約して掲載しております。）

※全ての意見概要と市の考え方は別紙を参照してください。

No.	該当する項目	主なご意見の概要	ご意見の取り扱い	ご意見に対する考え方
1	・定義（風力発電施設を対象とした理由）	○本条例案において対象施設に風力発電施設を加えた合理的な理由は何か。太陽光発電施設および風力発電施設のそれぞれの特徴と影響をどう判断し、本条例案を策定されているか。	条例に規定すべき内容ではないと考えられるため、骨子の修正はいたしません。	○近年、本市の山あいで大規模な太陽光発電施設の設置が相次ぎ、保水機能の低下によって災害の発生や水不足が危惧され、ふるさとの景観が損なわれるおそれから、市民の不安・懸念が高まっております。このような背景から、ノーモア メガソーラー宣言や市太陽光ガイドラインによって、太陽光発電施設に対する設置抑制の取組みを段階的に強化してまいりました。 一方、風力発電施設については、主に風向が良い山地が事業用地に選定されること、また、事業区域が広範囲となり、太陽光発電施設の設置によって地域住民が感じるものと同様の不安感はぬぐえないものと捉えております。
	・禁止区域（太陽光発電施設と風力発電施設）	○太陽光発電施設と風力発電施設の禁止区域を同一にすべき。風力発電施設の山地等への設置を禁止してほしい。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	本条例は、市民の生命・財産を守り、本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐことを目的としていることから、太陽光発電施設だけでなく風力発電施設も対象としております。 なお、太陽光発電施設と風力発電施設が及ぼす周辺環境等への影響は必ずしも同様でないため、禁止区域等を区別して設定するものです。
	・その他（風力発電施設の規制緩和）	○ゼロカーボン実現のため、太陽光発電施設よりも自然環境への影響の少ない風力発電施設の規制は緩和すべき。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例は、再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護や獣害の防止等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐことを目的としております。 一方で、ゼロカーボン社会の実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することを目的としており、再生可能エネルギー発電施設の必要性を否定するものではなく、本条例の設置基準を満たすゼロカーボンに資する適正な発電施設の設置は認めていく考えです。
2	・近隣住民等への説明及び意見の聴取(対象者の拡大)	○発電施設を設置する際の説明会及び意見聴取は全市民を対象とすべき。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例では、説明会の対象となり意見を提出できる近隣住民等の範囲を発電施設からの一定距離の区域居住者のほか、災害等が発生した際に影響を受けるおそれがある方、生活環境に影響を受けるおそれがある方、発電施設の実施により影響をうけるおそれのある観光業や農林水産業等の事業者など、合理的かつ広範囲に設定しております。 また、設置許可や各種届出の段階で発電事業者にはその内容を公表することを義務付けており、これにより事業計画が広く周知されるものとなります。
3	・費用の確保（担保する制度化）	○再生可能エネルギー発電施設を撤去するために必要な費用その他発電事業の廃止に要する費用に関して、費用確保を担保する制度が必要ではないか。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○撤去費用等の確保については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき廃棄等費用積立制度が創設されました。これにより、法に基づく認定事業者は、原則として認定期間の終了前10年間を積立期間とする義務が課されることとなります。当該認定事業者以外の発電施設の解体・撤去に係る制度化に関しても、国において検討が進められており、市として動向を注視してまいります。 本条例では、事業者に対して撤去費用等の確保を義務化し、当該費用の確保状況を定期報告において毎年度確認することで実効性を高めていくこととします。
4	・許可基準（防災対策等）	○土砂崩れの心配のある斜面への発電施設の設置をさせないようにすべき。 ○工事の手順、雨水対策、濁水対策及び土砂流出防止対策を具体的に記載すべき。	施行規則等に規定予定ですので、骨子の修正はいたしません。	○本条例では、土砂災害等の発生リスクが高いとされる、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を禁止区域としており、再生可能エネルギー発電施設の設置はできないこととなります。 また、禁止区域以外では設置許可制を導入し、本条例に設置許可基準を規定しており、すべての基準をクリアしたものののみ設置可能となります。 なお、条例の施行規則等において、許可基準をより具体化し、盛土等を行う際の設計基準や雨水等を適切に排水できるような土地利用計画の基準を定めることとしております。
5	・原状回復（義務化）	○発電事業終了後の原状回復を義務化させるべき。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○発電事業終了後の原状回復の義務化に関しては、事業者の権利保護の観点から、法的に困難であると法律家から助言をいただいております。そのため、本条例では、発電事業廃止後の原状回復を努力義務として規定し、原状回復のあり方等について運用マニュアル等で示しながら、適切に事業者を指導してまいります。 また、発電施設撤去に関しては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき廃棄等費用積立制度が創設されました。これにより、法に基づく認定事業者は、原則として認定期間の終了前10年間を積立期間とする義務が課されることとなります。当該認定事業者以外の発電施設の解体・撤去に係る制度化に関しても、国において検討が進められており、市として動向を注視してまいります。 本条例では、事業者に対して撤去費用等の確保を義務化し、当該費用の確保状況を定期報告において毎年度確認することで実効性を高めていくこととします。

No.	該当する項目	主なご意見の概要	ご意見の取り扱い	ご意見に対する考え方
6	・適用関係（既存発電事業者への適用）	○条例施行前に工事中または稼働済みの既存発電事業者にも条例を適用させるべき。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○法の不遡及の原則により、本条例を遡及して適用することは困難であります。しかし、条例施行日前に設置済み又は工事中の既存発電施設に対して、条例施行後の事象に対する義務を課すことは合理的な範囲で可能であると捉えております。 そのため、本条例では、附則において、土砂流出防止のための維持管理や災害発生時の復旧等、一部の義務規定を稼働中及び工事中の発電事業者に適用することとしております。
7	・条例項目の追加（罰則規定）	○条例の実効性を高めるために罰則規定を設けるべきではないか。	骨子の修正はいたしません、今後の検討課題とします。	○罰則の規定を設けるためには、検察庁との協議など手続きに相当期間を要することとなります。 本市を取り巻く再生可能エネルギー発電施設の設置状況等の現状を考慮し、本条例において発電施設の設置禁止区域の設定や許可制を速やかに導入する必要があると考えております。 罰則規定については、今後の状況に応じ、その有効性を研究し、必要性を検討してまいります。
8	・その他（森林保全）	○再生可能エネルギーの導入は必要であるが、森林の伐採等自然破壊や景観の悪化をまねく発電施設の設置に反対している。もうこれ以上福島市の魅力が破壊されないよう、発電施設の適切な設置を望む。	条例案に趣旨を反映済みですので、骨子の修正はいたしません。	○再生可能エネルギーの導入は国の政策目標により大きく推進され、特に東日本大震災後に施行された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法等により再生可能エネルギー発電施設の設置が全国的に加速したところです。 このような背景から本市においても、特に山地等を中心にメガソーラーの建設が相次ぎ、ノーモアメガソーラー宣言や市太陽光ガイドラインによって、太陽光発電施設に対する設置抑制の取組みを段階的に強化してまいりました。 ○本条例は、「ノーモアメガソーラー宣言」の趣旨を踏まえ、公共の利益を守る観点から市域の約7割に及びる区域を発電施設の設置禁止区域に設定するとともに許可制を導入し適正な設置及び管理を図ることとしております。 ○本条例は、再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理等に関して必要な事項を定めることにより、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐことを目的としております。 一方で、ゼロカーボン社会の実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することも目的としており、発電施設の設置禁止区域以外においては、本条例の許可基準を満たす発電施設の設置は認めていく考えです。